

デジタルマーケティングを活用した観光プロモーション事業業務委託仕様書

1 委託する業務名

デジタルマーケティングを活用した観光プロモーション事業

2 目的

本事業は、デジタルマーケティング手法を活用し、ターゲットを設定するとともに、本県の魅力ある観光コンテンツや情報発信媒体を選定し、ターゲットに対して効率的かつ効果的なプロモーションを実施することによって、石川県への誘客を促進する。

3 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

4 委託金額

18,400千円以内

5 委託業務内容

委託する業務の内容は次のとおりとする。なお、業務の遂行にあたり、事業を円滑に進められるよう、具体的な取組については、石川県観光連盟（以下、「連盟」という。）と協議の上、実施すること。

(1) ターゲットの設定及び見直しの提案

各種統計データや石川県観光アンケートキャンペーンデータ (Milli)、提案者が独自で保有するデータ等を用いた環境分析やデジタルツールを活用したデータ収集・検証を行い、ターゲットの設定及び見直しの提案を行うこと。

(ターゲットに起こしてもらいたい行動変容)

本業務において、ターゲットに起こしてもらいたい行動変容は下記のとおりとする。

- ・(3) で設定するランディングページについて、広告等を通じて閲覧し、記事閲覧をきっかけとして本県への観光に興味を持ち、他の観光情報を深く収集すること（観光サイト内における行動変容）。
- ・石川県公式観光ホームページ「ほっと石川旅ねっと」の情報などを踏まえ、石川県に実際に旅行する。

(ターゲット見直しの提案)

ターゲットの詳細については、本契約締結後、受託業者において、連盟が提出する令和5年度～令和7年度「デジタルマーケティングを活用した観光プロモーション事業」の実施報告書を参考に、連盟と協議し、必要に応じて見直しを提案すること。

(2) 目標の設定

- ・本業務を達成する上で必要な目標項目や目標値を具体的に設定すること。
- ・プロモーションの結果、実際に本県への来訪行動に至った人数を目標値の1つとして設定することとし、来訪者の計測にあたっては、位置情報サービス等を活用する等の計測手法も併せて提案すること。なお、来訪数は実数ではなく推計値でも良いものとするが、その計測手法については、事前に明示すること。
- ・掲げた目標数値に対しての進捗度を報告すること。
- ・設定した目標を達成した場合においても、事業効果の最大化を目指して、業務を継続し、効果的な運用に努めること。

(3) ランディングページについて

- ・広告の流入先となるランディングページは、「ほっと石川旅ねっと」の特集記事、または旅ブログとする。
特集記事：<https://www.hot-ishikawa.jp/feature/index.html>
旅ブログ：<https://www.hot-ishikawa.jp/blog/index.html>
- ・現在の旅行ニーズや本県の強みを踏まえた上で、データ分析に基づき設定したターゲットのサイト流入が見込める特集記事、または旅ブログのテーマや構成などの方向性を提案すること。
- ・既存の特集記事及び旅ブログの活用に加え、適宜、新たに作成すべき特集記事や旅ブログのテーマや構成を提案すること。
- ・ランディングページの方向性については、受託者と連盟で協議の上、最終決定する。
- ・ランディングページの原稿は、連盟で制作する。ただし、必要に応じて、フォロー（ランディングページへの助言、観光スポットや体験コンテンツの提案）を実施すること。
- ・最終的には、受託者と連盟で協議の上、決定する。

(4) プロモーション計画案の作成

次に掲げる事項を盛り込んだプロモーション計画案を作成し、提案すること。契約締結後、速やかに連盟と改めて協議し、承認を得ること。

【プロモーション計画案に盛り込むべき事項】

(ア) 本業務を通じたカスタマージャーニー

本業務におけるターゲットを元に本業務を通じたカスタマージャーニーを設定する。

(イ) 情報発信の運用方針

カスタマージャーニーに基づき、以下を設定する。

A) 情報発信手法（ディスプレイ、動画広告、SNS広告等）

B) 各情報発信（上記A）の経費配分のバランス方針

C) 各情報発信（上記A）の具体的な運用方法

D) 運用スケジュール

(ウ) 情報発信コンテンツ（広告クリエイティブ）の作成方針（後述（5）参照）

(エ) 情報発信の効果検証及び運用の見直し方法

(オ) 目標設定（前述（2）参照）

(カ) その他必要な事項

(5) 情報発信の運用管理

- ・(1)の行動変容を促すべく、デジタル広告（ディスプレイ、動画、SNS 広告等）などの手法を用いて、ターゲット層への情報発信を行うこととし、最適な広告手法やその組み合わせを提案すること。
- ・SNS 広告については、原則として、連盟が保有するアカウントと連携して配信すること。
- ・情報発信期間は令和9年3月31日（水）までとする。
- ・透明性確保、費用対効果の明確化のため、情報発信費用のうち、情報発信媒体原価と管理運用費は分けて見積もること。

(6) 情報発信コンテンツ（広告クリエイティブ）の制作

- ・ターゲットに対して、起こしてもらいたい行動変容を促す広告クリエイティブ（動画、バナーなど）の方向性やコンセプトを提案すること。動画制作については、別紙を確認すること。

(7) プロモーションの効果検証及び改善

プロモーション計画案に基づき、広告を運用し、定めた目標値の達成に向けて随時改善を行うこと。また、以下のとおり、連盟への報告及び協議を行うこと。

【定期報告】

- ・情報発信実施中は、2週間に1回程度のミーティングを実施し、プロモーション計画に基づいた情報発信等の運用状況や見直しの報告を行うこと。
- ・ミーティングの議事録を作成し、提出すること。
- ・ミーティングはオンラインでも構わないが、対面で実施できるよう可能な限り配慮すること。
- ・情報発信開始後、月次報告書としてとりまとめを行い、連盟に報告すること。
- ・月次報告に加え、業務委託期間の中間時点で、それまでの情報発信結果等をまとめた中間報告書を作成し、提出すること。
- ・中間報告書には、本業務の目的を達成するために、より効果的と判断できる施策があれば提案するものとする。

【報告内容】

- ・広告配信結果（インプレッション、CTR、CPC、CV 数、CPA 等）について、閲覧者の属性（地域、性別、年代など）を適宜分析しながら、改善（クリエイティブ、ターゲットの見直し等）を具体的に記載すること。

(8) その他

次年度以降に向け、分析結果に基づいた戦略的プロモーションが展開できるよう、データ分析やプロモーション案などをとりまとめ、発注者に報告すること。

(9) デジタルマーケティング実施時における留意事項の厳守

- ・ 広告価値毀損の課題「アドフラウド」「ブランドセーフティ」「ビューアビリティ」について、石川県のブランド毀損となる場所への広告掲載を避け、適切なツールを採用するなど、可能な限り対策を講じ、適正なデジタルプロモーションの実施を図ること。
- ・ 透明性確保、費用対効果の明確化のため、広告費用のうち、広告媒体原価と管理運用費は分けて見積りを行うこと。

6 事業報告

今年度の総括や次年度の取り組み指針を記載した最終報告書を提出するとともに、最終報告会議を金沢市内にて対面で実施すること。なお、3月については、月次報告書の提出は不要とする。また、最終報告書については、県内市町観光課や観光協会に情報提供することを想定し、わかりやすく作成すること。

7 成果物及び提出物

成果物及び提出物は以下のとおりとする。

(1) 契約締結後に速やかに提出するもの

- ア 企画提案を基にした事業実施計画書（プロモーション計画含む）
- イ 全体スケジュール
- ウ 各業務の詳細計画
- エ その他、連盟が業務確認に必要と認める書類又は電子データ

(2) 業務実施中に提出するもの

- ア 月次報告書
- イ 中間報告書
- ウ その他、連盟が業務確認に必要と認める書類又は電子データ

(3) 業務完了後に提出するもの

- ア 業務完了報告書
- イ 最終報告書
- ウ 本業務により制作したクリエイティブ一式
- エ その他、連盟が業務確認に必要と認める書類又は電子データ

8 支払方法

委託業務完了後に受託者からの請求に基づいて行う。

9 その他業務実施上の条件

- (1) 受託者は、関係法令を遵守すること。本件に使用する映像、イラスト、写真、その他資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任は、全て受託者が負うこと。

- (2) 受託者決定から契約締結の間に連盟と契約内容を詳細に協議すること。
- (3) 本業務において受託者が制作するイラスト、写真データ等について、著作権、その他一切の権利は連盟に帰属することとする。
- (4) 受託者は、本業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、または自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。
- (5) 天災などのやむを得ない事由により、委託業務の執行が困難な場合は、受託者は発注者と協議のうえ、業務内容等について変更することができる。
- (6) 本業務の遂行にあたり、疑義が生じた場合は、連盟と十分協議すること。

【動画の活用方法（2次利用含む）】

- ・連盟主催または共催の各種イベント等での放映、撮影に協力した観光事業者の使用ができるようにする。
- ・ほっと石川旅ねっとやSNS等での周知のため、制作したSNS等広告動画のバナー画像等が必要となる場合は対応すること。
- ・制作した動画は、連盟や撮影に協力した観光事業者が本来意図した目的（観光PR等）に使用する場合は、期間を問わず使用できるものとする。

【著作権及び著作人格権】

- ・制作物の著作権について、制作物の全ての著作権（著作権法第27条及び28条に定める権利を含む）は全て連盟に帰属するものとする。
- ・制作物について、連盟及び連盟が指定する第三者に対して著作者人格権を行使できない。

【その他事項】

- ・出演者を起用する場合は、委託料で出演料及びそれに付随する経費（旅費、メイク代、衣装代等）を支払うこと。
- ・タレント（インフルエンサー含む）の起用、音楽等の使用については、権利保有者との交渉、契約締結、スケジュール調整、アテンド、交通手段の調整、その他付随する業務全般を行い、それに伴う経費については、委託金額内で実施すること。また、タレントや音楽等の契約や著作権等が発生する場合でも、無期限の使用に支障が無いようにすること。
- ・動画の制作にあたって、撮影許可が必要な場所及び施設等の各種手続きについては、すべて受託者が行うものとする。
- ・制作途中に確認が必要な場合においても、撮影施設等への確認は全て受託者が行うものとする。
- ・受託者は、素材の候補や動画の構成など、SNS等広告動画制作における重要事項は、連盟と協議の上、決定すること。
- ・動画を制作する前に、絵コンテ等で制作する動画のイメージが分かるものを事前に連盟へ提出し、了解を得ること。